

# おもいやり

2021年12月 Vol. 6

足利市人権推進広報紙 第6号  
発行 令和3年 12月 1日  
足利市総務部人権・男女共同参画課  
電話：0284-70-8600  
ファックス：0284-73-8066  
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

令和3年度

## 第73回 人権週間を実施

あなたの「その一言」は、誰かを傷つけませんか？

毎年  
12月4日～10日  
に実施

12月10日は人権デー



この「おもいやり」は、平成28年12月に創刊して以降、毎年12月に発行しています。なぜ、毎年12月に発行しているのか、理由をご存知でしょうか。

これは、「人権及び基本的自由を尊重するように助長推奨することについて、国際協力を達成すること」を目標の一つとしてつくられた国際連合(国連)が1948年(昭和23年)に「世界人権宣言」を採択し、この宣言を採択した12月10日を「人権デー」としているのを踏まえたものです。

日本でも、人権デーを最終日とした毎年12月4日から10日までの間を「人権週間」としています。その期間中に、多くの催しを実施しており、本市においても、この人権週間の期間中に「ひとtoひとのフォーラム」など人権に関連した啓発事業などを実施しています。この人権推進広報紙「おもいやり」の発行なども、人権週間の啓発活動のひとつです。

人権に関わった行事等としては、栃木県が各種の人権問題の根本的解決を図るために、県民を挙げた「人権教育・啓発推進県民運動」を昭和54年から展開しており、その強調月間を

毎年8月としています。本市では強調月間に伴う啓発活動の一環として「人権問題講演会」などを毎年計画し、啓発等を実施しています。

また、本市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そしてともに生きることが出来る社会の形成を目指して、これまで人権問題を解決するための諸施策を推進してきました。「足利市人権尊重の社会づくり条例」及び「足利市人権教育・啓発推進行動計画」を平成15年度に策定し、現在は平成28年3月に策定した第4期計画(10年間)にて各施策を実施・推進しています。

この行動計画では、「部落差別(同和問題)」や「女性の人権問題」などのほか、令和元年、熊本地方裁判所で判決の出た「ハンセン病に関連する人権問題(患者・元患者やその家族に対しての差別や偏見について)」などについても解決するよう、課題ごとの施策に関する基本的事項を掲げています。

毎年、各施策の実施状況についての市役所各課からの状況報告を市のホームページに掲載しています。



## 「じんけん大使」たかうじ君からのお願いです!!

～ ワクチン接種を受けていない方へも配慮 ～

新型コロナウイルス感染症の発生から1年半以上が過ぎました。この間、感染された方々やその家族などへの差別や誹謗中傷が発生しています。

ワクチン接種を受けていない方々などにも接種を強要するような「ハラスメント」も発生しているようです。病気などでワクチン接種が出来ない方などもおられます。肌の過敏症状などで、マスクをすることが出来ない方などもおられます。見た目だけでは分からないことにより、強要は出来ません。正しい情報で正しい理解をすることにより、相手を思いやった冷静な行動が出来るようになります。接種を受けていない方にも配慮が必要です。